

## 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱

制 定 平成3年11月21日民地第748号(局長決裁)  
最近改正 令和7年3月24日健地支第1053号(局長決裁)

### (目的)

第1条 この事業は、市民の誰もが、地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供することを目的とする。

### (設置及び実施主体)

第2条 地域ケアプラザ(以下「プラザ」という。)の設置及び実施主体は、次のとおりとする。

- (1) プラザの設置主体は、横浜市又は別表第4に定める法人(以下「運営法人」という。)とする。
- (2) 事業の実施主体は、横浜市とする。ただし、横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号。以下「条例」という。)別表第1に定める横浜市が設置するプラザの管理運営は、指定管理者に行わせるものとし、また、運営法人が設置するプラザの運営は、横浜市が本要綱別表第4に定める法人に委託するものとする。

### (事業内容)

第3条 プラザは、周辺地域の状況を考慮して、次の事業を行う。

- (1) 地域活動交流事業
  - ア ボランティア等地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
  - イ ボランティア講座及び健康づくり・介護予防等各種講座の開催
- (2) 相談・助言・調整等
  - ア 民生委員・児童委員、保健活動推進員、医療機関及び区福祉保健センター等との連携による相談・助言等及び福祉サービス、保健サービスの提供等に関する調整
  - イ 福祉・保健等に関する情報収集及び提供
- (3) 条例別表第1に掲げるプラザから、条例別表第3に掲げるプラザを除くプラザにおいては、条例第2条第1項第5号に規定する通所による便宜の供与(以下「通所系サービス」という。)
  - ア 入浴
  - イ 食事の提供
  - ウ 生活等に関する相談及び助言
  - エ 機能訓練(日常動作訓練)
  - オ 介護(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)
  - カ 健康状態の確認

- キ 送迎
- ク その他サービス利用者に必要な日常生活上の世話
- (4) 地域包括支援センターの業務
  - 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱（以下「包括要綱」という。）第5条第1項各号に定める事業内容
- (5) 生活支援体制整備事業
  - 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）に定める事業内容
- (6) 居宅介護支援
  - ア 居宅サービス計画の作成
  - イ 居宅サービス計画の実施状況の把握
  - ウ 介護保険施設の紹介その他便宜の供与
  - エ 市町村、サービス事業者及び医療・福祉の関係機関等との連絡調整その他の便宜の供与
  - オ 要介護認定に関する手続きの代行
  - カ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等
- (7) 条例別表第2に掲げるプラザにおいては、条例第2条第2項に規定する福祉機器の展示・紹介及び相談調整
  - ア 福祉機器の展示・紹介
  - イ 福祉機器等に関する日常相談
  - ウ 関係機関との連絡調整
- (8) その他の福祉サービス、保健サービス等の提供

（利用対象者）

第4条 第3条に定める事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動交流事業及び相談・助言・調整等の利用対象者は、福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者及び福祉・保健等に関する相談・サービスを必要とする者とする。
- (2) 通所系サービスの利用対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）とする。
- (3) 地域包括支援センターの利用対象者は、包括要綱第4条第1項各号に定める者とする。
- (4) 居宅介護支援の利用対象者は、要介護者とする。
- (5) 福祉機器の展示・紹介及び相談調整の利用対象者は、福祉機器に関心のある者及び福

社機器に関する相談・サービスを必要とする者とする。

(プラザの利用)

第5条 プラザの利用については、次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則(平成3年11月横浜市規則第93号。以下「規則」という。)第3条第2項に基づき、毎月1回、特定の日を施設設備の保守点検等にあて、利用に供さないことができる。
- (4) 地域ケアプラザ夜間開閉館施設における夜間閉館取扱基準(以下「夜間閉館基準」という。)に規定する夜間開閉館施設については、月曜日から土曜日の開館時間のうち午後6時から午後9時までについて、利用申込がない場合には、規則第2条第2項の規定により、午後6時に閉館することができる。
- (5) 前号の取扱いについては、夜間閉館基準による。

2 地域包括支援センターの相談電話の対応は、地域包括支援センターの相談電話対応実施要領第3条により実施する。

3 第3条第1項第3号に規定する事業を実施するプラザは、第1項の規定にかかわらず、通所系サービスの実施については、区長が必要と認める場合は、週6日又は週5日実施とすることができる。

4 第3条第1項第6号に規定する居宅介護支援及び条例2条第1項第7号に定める介護予防支援の実施については、第1項の規定にかかわらず、週6日又は週5日実施とすることができる。

(利用手続き)

第6条 利用手続きは、次のとおりとする。

- (1) 地域活動交流事業の利用  
施設利用の希望者は、プラザに直接申し込むものとする。
- (2) 通所系サービスの利用  
利用希望者は、プラザに直接申し込み、サービス提供契約を締結する。
- (3) 地域包括支援センターの利用  
包括要綱第8条第1項各号に定めるとおりとする。
- (4) 居宅介護支援の利用  
利用希望者は、プラザに直接申し込み、居宅介護支援契約を締結する。

(運営)

第7条 プラザの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) プラザは、地域住民に対し広報紙等を通じて、事業の実施について周知を図る。

- (2) プラザは、プラザの各事業を効果的に実施するため、行政機関及び福祉・保健・医療の関係者等と連携し、地域のニーズ把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、運営法人はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え又は自ら研修を実施し、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 運営法人は、利用料金制に係る事業とその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(地域ケアプラザ運営協議会の設置)

第8条 プラザは、プラザの運営が地域のニーズや意向を反映して行われるよう、地域の福祉・保健・医療の関係団体、住民組織、利用者代表及び行政機関等で構成する地域ケアプラザ運営協議会を設置する。

2 地域ケアプラザ運営協議会の事務局は、プラザに置く。

(書類の整備)

第9条 プラザには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(職員の配置)

第10条 プラザには、運営に必要な職員を別表第2及び別表第3の基準により配置するものとする。

(報告)

第11条 プラザの所長は、事業に関する報告を協定書によって定められた方法及び様式により、所在地の区長に報告する。

附 則

この要綱は、平成3年11月21日から施行する。

(省略)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は令和7年3月31日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 職員配置基準

職 種	人 員
所長	常勤1人
生活支援コーディネーター	常勤1人
地域活動交流コーディネーター	常勤1人

地域包括支援センターの職員については、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定するとおりとする。ただし、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（以下「高齢者人口」という。）がおおむね6,000人以上の場合は、別表第3の基準に基づき増員配置するものとする。

（備考）

- 1 プラザは、同表に掲げる職員以外に、必要に応じて職員を配置することができる。
- 2 通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援にかかる職員については、横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月条例第76号）、横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月条例第77号）、横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月条例第78号）、横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月条例第79号）、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月条例第51号）及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月条例第52号）による

ものとする。

- 3 「常勤」とは、当該プラザにおける勤務時間が、当該指定管理者又は当該運営法人において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。（以下本要綱において同じ。）

別表第 3 地域包括支援センターにおける常勤職員増員配置の基準

高齢者人口 (おおむねの人数)	6,000 人以上 9,000 人未満	9,000 人以上 12,000 人未満	12,000 人以上
増員人数	1 人	2 人	3 人
職種	保健師、社会福祉士 又は主任介護支援専門員のうち、いずれか 1 職種で 1 人	保健師、社会福祉士 又は主任介護支援専門員のうち、いずれかの職種で 2 人	保健師、社会福祉士 又は主任介護支援専門員のうち、いずれかの職種で 3 人

(備考)

- 1 増員人数が 2 人以上の場合、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の職種が重複しない配置に努めるものとする。
- 2 この表における各職種は、「その他これに準ずる者」を含むものとする。
- 3 この表における増員職員についても、基準条例第 4 条第 1 項に規定する常勤換算方法を適用できるものとする。
- 4 基準条例第 4 条第 2 項を適用し、複数の地域包括支援センターが担当する区域の第 1 号被保険者数の合計が 15,000 人以上となる場合は、第 1 号被保険者の数を 12,000 で除することにより、基準条例第 4 条第 1 項及び別表第 3 に基づく配置人数を求めるものとする。

別表第 4 委託により運営する地域ケアプラザ

実施施設名	施設所在地	運営法人
浅間台地域ケアプラザ	西区浅間台 6	社会福祉法人 ハマノ愛生会
上菅田地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町 1696	社会福祉法人 同愛会
万騎が原地域ケアプラザ	旭区万騎が原 4	社会福祉法人 清正会
新吉田地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6001-6	社会福祉法人 横浜共生会

奈良地域ケアプラザ	青葉区奈良町 1760	社会福祉法人 ル・プリ
ビオラ市ケ尾地域ケアプラザ	青葉区市ケ尾町 25-6	社会福祉法人 中川徳生会
青葉台地域ケアプラザ	青葉区青葉台 2-8-22	社会福祉法人 ル・プリ
東山田地域ケアプラザ	都筑区東山田町 270	社会福祉法人 横浜やまびこの里
汲沢地域ケアプラザ	戸塚区汲沢町 986	社会福祉法人 横浜博萌会